

北上地区消防組合本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月15日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合査察規程（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(立入検査の結果報告及び処理)</p> <p>第13条 査察員は、立入検査の結果を様式第1号で定める<u>立入検査結果報告書</u>により署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(立入検査の結果報告及び処理)</p> <p>第13条 査察員は、立入検査の結果を様式第1号で定める<u>査察状況照合リスト</u>により署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

様式第1号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。